

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 削除

第2 中間配線盤に係るもの

1 適用

区 分	内 容
中間配線盤利用機能に係る料金の適用	2(料金額)に掲げる料金額は、協定事業者が第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合であって、中間配線盤を利用するときに適用します。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	47 円	_____